

東灘区青少年育成協議会活動補助金交付要綱

令和2年3月24日東灘区長決定

(目的)

- 第1条 この要綱は、東灘区が、青少年育成協議会活動支援要綱（令和2年3月9日こども家庭局長決定、以下「活動支援要綱」という。）第4条第2項により登録が決定した青少年育成協議会の活動の促進・発展をはかり、地域における青少年の健全育成活動を支援するため、その事業実施に必要な経費の一部を補助するために必要な内容を定めることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号）および活動支援要綱の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 補助金の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定、以下「補助金交付要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金申請に必要と認める書類)

- 第2条 活動支援要綱第5条において区長が必要と認める書類については明細書（様式第1）とする。

(補助金の額)

- 第3条 活動支援要綱第6条第2項において別に定めることとされている補助金の額については、以下のとおりとする。

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額（上限）
活動補助金	活動支援要綱第8条第1項各号に定める活動にかかる経費。 ただし、補助金交付要綱第6条第1号から第5号に掲げる経費を除く。	180,000円 交付額に応じて別表の通り活動回数を行わなければならない。

(別表)

交付金額	活動実施回数	備考
120,000円	1回	ただし、天災地変等、青少年育成協議会の責めに帰さない事情により活動を中止した場合は、区長が実施したものとみなすと認める場合に限り回数に含めることとする。
140,000円	2回	
160,000円	3回	
180,000円	4回以上	

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月31日まで第3条の活動補助金については、別表の活動実施回数は適用しないものとする。

附則

この要綱は、令和4年3月31日まで第3条の活動補助金については、別表の活動実施回数は適用しないものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。